

令和 7 年度安芸市役所公用車購入（軽ダンプ） 入札実施要綱

1. 業務の内容

安芸市役所公用車購入

2. 競争入札に付する事項

- | | |
|--------------|-------------------------|
| (1) 件名 | 令和 7 年度安芸市役所公用車購入（軽ダンプ） |
| (2) 購入物品及び数量 | 軽ダンプ 1 台 |
| (3) 購入物品の仕様等 | 別紙仕様書による |
| (4) 納入場所 | 安芸市土居 82 番地 1 安芸市役所 |
| (5) 納入期限 | 令和 8 年 3 月 31 日（火） |

3. 入札参加申込書提出の場所、日時

日 時： 令和 7 年 5 月 30 日（金）午前 9 時から令和 7 年 6 月 10 日（火）午後 5 時まで

※休日及び平日の昼休みを除く

場 所： 安芸市役所財産管理課

4. 期間入札の日時、場所

日 時： 令和 7 年 6 月 11 日（水）午前 9 時から令和 7 年 6 月 16 日（月）正午まで

※休日及び平日の昼休みを除く

場 所： 安芸市役所財産管理課

5. 最低制限価格

設定しない。

6. 入札参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加申込日までに、安芸市の令和 7 年度入札参加資格登録がされていること。
- (3) 官公署から指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと（再生手続開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く。）。
- (5) この入札に参加しようとする他の入札参加者との間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (6) 本業務の履行能力があり、購入物品にかかるメンテナンスの体制を整えた者であること。

7. 入札注意事項

- (1) 入札参加申込みの段階で、車両仕様書の適合に係る事前審査を行う。
入札を行う車両、装備、付属品の内容が確認できる書類（カタログの該当ページの写し等）を添付すること。なお、書類には該当箇所に印を付け、申込書同封のうえ提出すること。
なお、装備・付属品を標準・オプション装備で装着するものとするが、オプション品については

純正品（ディーラーオプションを含む）を基本とし、標準装備されているものをあえて取外し又は変更を加えないこと。（車体は通常車体とし、エアロ的形狀を認めない）

- (2) 登録・納車等に係る諸経費については、検査登録手続代行費用、リサイクル資金管理料金、リサイクル預託金、納車費用、検査登録法定費用、自賠責保険料とし、それぞれを消費税等課税対象経費及び非課税対象経費に分類して積算すること。

また、軽自動車税（環境性能割）については、地方税法第 445 条により非課税となる。

- (3) 入札価格は、各装備品の取付費用及び設定費用、登録・納車等に係る諸経費も含めること。

8. 仕様書等に対する質問と回答

仕様書等に対する質問がある場合には、質問事項書により令和 7 年 6 月 6 日（金）正午までに、安芸市役所財産管理課へ提出すること。

質問に対する回答は、安芸市ホームページへ令和 7 年 6 月 9 日（月）正午までに掲載する。

9. 入札方法

- (1) 入札は一般競争入札による。
- (2) 入札書は所定の用紙を使用し、封入後割印のうえ、封筒に、入札業務名、宛名及び入札者名を持参又は郵送（書留郵便に限る）で提出すること。

10. 入札保証金

免除

11. 契約保証金

契約保証金として、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を契約締結時に、市へ納付すること。ただし、契約者が安芸市契約事務規則第 51 条第 2 項第 3 号に該当するときは免除する。

12. 入札書の記載

- (1) 入札書記載の業務名の確認
- (2) 入札日の日付、住所、氏名を記入
- (3) 捺印する。
- (4) 入札金額を記入
- ・入札書に記入する金額は、消費税及び地方消費税額を含む総額を記載すること。
 - ・金額の頭に¥マークを記入すること。
 - ・金額の訂正はしないこと。

13. 開札（日時）

令和 7 年 6 月 16 日（月）午後 1 時 30 分

安芸市役所 2 階 第 1 会議室

※立会い希望者は、定時までに入室すること。

14. 無効入札

安芸市契約事務規則第 20 条各号に該当する入札は無効とする。

15. 落札者の決定

- (1) 開札の結果、市の定めた予定価格以内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、後日日時を指定し、当該入札者の出席を求めて、くじを引かせて落札者を決定するものとする。
- (3) 落札者がいないときは、予定価格と入札金額との差が最小のものと不落随契の協議を行うことができる。

16. 契約の締結

- (1) 落札者決定後、すみやかに契約を締結する。
- (2) 落札者はすみやかに入札金額内訳書を提出することとし、内訳書には車両本体価格、装備、付属品、登録・納車等に係る諸経費等、全ての内訳を記載すること。
- (3) 契約保証金の免除にあたっては、契約時に納入実績表を提出すること。

17. その他

- (1) 本要綱に定めのない事項は、すべて地方自治法、同法施行令、安芸市財産規則、同契約事務規則、同会計事務規則の定めるところにより処理する。
- (2) やむを得ない事由により、納期限内の納品が困難となる場合には、納期限について協議できるものとする。

■問合せ先

安芸市財産管理課財産係

〒784 - 8501

安芸市土居 82 番地 1

TEL 0887-35-1013

FAX 0887-35-4445

E-mail zaisan@city.aki.lg.jp